

敦賀市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した、定期監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年3月30日

敦賀市監査委員	安久彰
同	中村淳
同	有馬茂人

定期監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

3 監査の対象

企画政策部

秘書広報課

ふるさと創生課（移住定住推進室、あそび・まなび・子ども広場）

市民協働課（男女共同参画室、市民活動支援室、男女共同参画センター）

原子力安全対策課

4 監査の範囲

令和元年度及び令和2年度（4月から11月末まで）における事務の執行状況及び事業の管理状況

5 監査の実施日

令和3年2月5日

6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び事業の管理が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令に違反するものはないか。
- (3) 事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- (4) その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

8 監査の結果

各課等における財務に関する事務の執行については、監査した範囲において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

(1) 補助事業実績報告書について

補助事業者に提出を義務付けている補助事業実績報告書については、敦賀市補助金等交付規則及び敦賀市補助金ガイドラインに基づき、補助事業完了後速やかに提出するよう指導されたい。

【市民協働課】